

長者屋敷遺跡 第5次調査

市内遺跡発掘調査概報2

2008年度

中津市文化財調査報告 第47集

2009

中津市教育委員会



20年度調査区全景



礎石建物 SB-13



柱痕跡がある礎石 SB-13のPit15

例 言

- 一、本書は中津市教育委員会が2008年度に実施した市内遺跡群発掘調査事業の調査概報である。
一、調査は2008年度国宝重要文化財等保存整備事業費および2008年度大分県文化財保存事業費の補助を受けて実施した。

一、調査主体	中津市教育委員会		
調査責任者	北山 一彦（中津市教育委員会教育長）		
調査委員	後藤 宗俊（別府大学教授）		
	豊田 寛三（大分大学教授）		
	小田 富士雄（福岡大学名誉教授）		
調査指導	吉永 浩二（大分県文化課参事）		
	田中 裕介（大分県文化課主幹）		
調査事務	荒川 節幸（中津市教育委員会文化振興課長）		
	保科 眞	同	文化財係長
	平田 由美	同	文化財係
調査担当	高崎 章子	同	文化財係

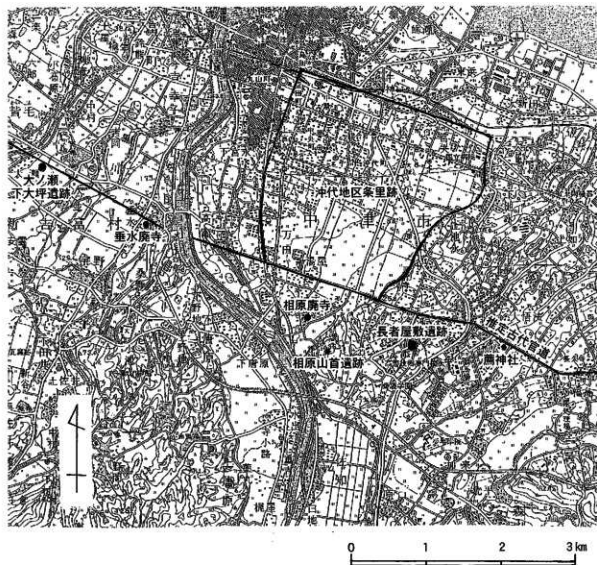
上記の他、坂井秀弥氏（文化庁記念物課主任調査官）、清野孝之氏（文化庁記念物課調査官）、山中敏史氏（奈良文化財研究所）、文化遺産部長他多数の方々よりご指導いただいた。厚く御礼申し上げます。

- 一、長者屋敷遺跡の調査、本書の執筆、編集は高崎章子が行った。
一、空中写真撮影は有限会社スカイサーバイ九州が行った。
巻頭図版3は雅企画有限会社が行った。
一、実測、製図などは上記担当者の他、塩谷絹子、松村たか子、穴井美保子、岩本敏美、佐藤智子、橋内順子、猪立山順子、池部千秋、石塔美代子、瀬口礼子が行った。
一、現場作業及び遺物整理は下記の皆さんの協力による。
石塔美代子、瀬口礼子、阿部恵子、川口政代、田原文子、塩谷絹子、松村たか子、穴井美保子、岩本敏美、佐藤智子、橋内順子、猪立山順子、池部千秋

目 次

第1章 遺跡の立地	1
第2章 調査の経緯	2
第3章 これまでの調査	2
1. 平成7年度調査(第1次)	2
2. 平成8年度調査(第2次)	4
3. 平成12年度調査(第3次)	4
4. 平成19年度調査(第4次)	4
第4章 平成20年度調査(第5次)の概要	5
1. 古代の遺構	5
2. 中世の遺構	14
第5章 遺跡の評価	16
第6章 今後の展望	17

第1章 遺跡の立地



第1図 周辺遺跡分布図 (S=1/50,000)

長者屋敷遺跡は中津市大字永添に所在する古代下毛郡衙正合跡と推定される遺跡である。

現地は中津市南部の標高約30mの低台地で、戦時中は神戸製鋼の軍需工場が建ち、戦後は岡から市に払い下げられ、市営住宅が建設されていた場所である。台地の突端には神戸製鋼の引込み線跡の土手が今も残る。

遺跡の600m北には推定古代官道が東西にのびる。古代官道は、東は宇佐神宮を日指し、西は豊前国府を日指す。福岡県側の官道沿いでは、古代寺院である垂水廃寺、古代上毛郡衙と推定される大ノ瀬下大坪遺跡が発見されている。中津市側では官道から入り込んだ相原の集落に白鳳寺院である相原廃寺、相原を見下ろす台地上に古代火葬墓を有する相原山首遺跡の墳墓群がある。

官道の北側の平野には県下最大級の条里遺構（沖代条里）が広がり、官道はその南限ラインを踏襲する。沖代条里は近年急速に宅地化が進んでいるが、水田部分では今もなお、古代条里地割をとどめており、古代の様相を現代に伝える貴重な景観を形成している。

第2章 調査の経緯

平成7年度、老朽化した市営住宅建て替えのため、建物の南側部分約3分の2を解体し、鉄筋コンクリート3階建てに建て替え、残りの3分の1については平成10年度に建て替える計画であった。

調査は平成7年9月18日より実施した。遺構面は地表から浅く、調査区全体に軍需工場のコンクリート基礎が走り、市営住宅のトイレ跡などのかく乱がいたるところに認められた。しかし、一面にかく乱をうけながらも、大型の掘立柱建物をはじめ、遺構の残存状況は良好であった。

大きな柱穴を有す古代の大型掘立柱建物跡が整然と並び、現地からは炭化米が大量に出土した。当地は、古代は「下毛郡」の行政エリアに属しており、古代官道に近い立地であることから、遺跡は下毛郡衛正倉跡と推定され、小字名をとって「長者屋敷遺跡」と命名された。



写真1 7年度調査区

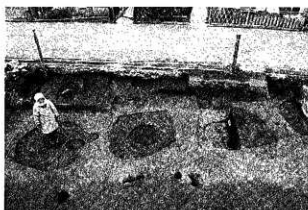
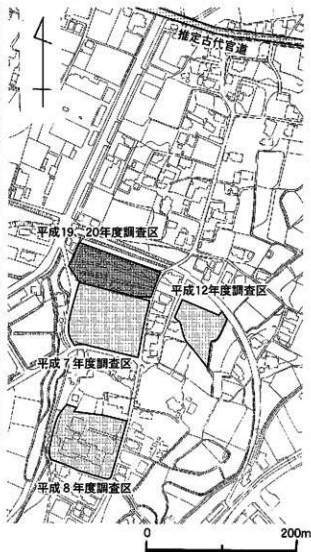


写真2 SB-5 (7年度調査区)

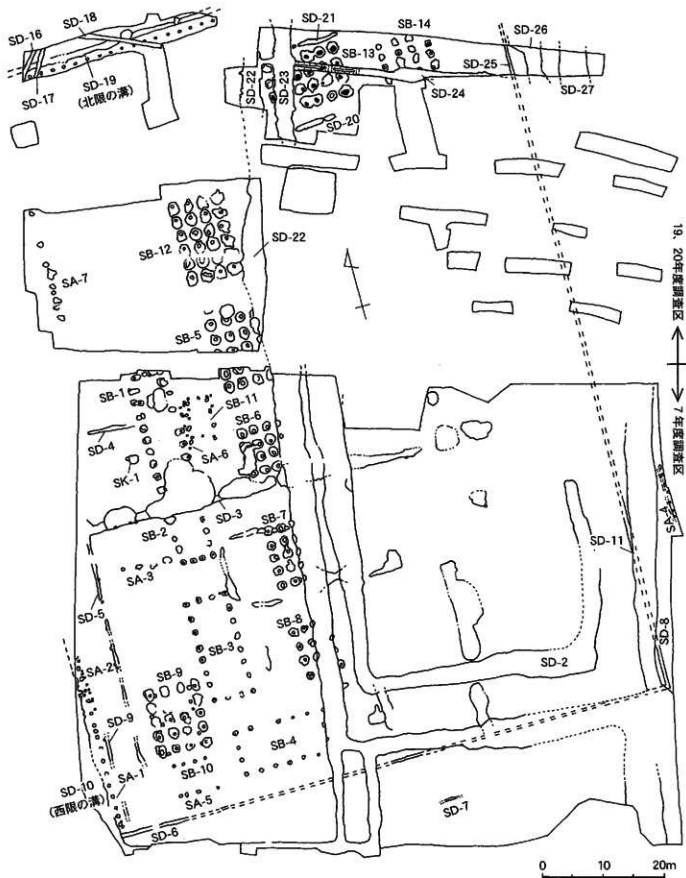


第2図 調査区位置図 (S=1/5,000)

第3章 これまでの調査

1. 平成7年度調査 (第1次)

7年度は、市営住宅の南側部分約8,000㎡が解体され、トレンチを入れたところ、大型の掘立柱建物11棟と、溝、柵列、土坑等を検出した。これらの遺構は、溝で囲まれた方形の空間に配置されていた。西を溝 (SD-10) と柵列 (SA-1) で限り、南と東を幅約45cmの溝 (SD-6、8、11) で限っており、東と西の溝の間は約90m。建物は調査区の西側に南北を棟として並び、東側は空間になって



第3図 長者層敷遺跡全区 (S=1/600)

いた。調査区内の土坑や柱穴からはおびただしい量の炭化米が出土し、8世紀代の土器や、役所遺構の有力な証拠となる門面祝の破片数点が出土した。建物規模や出土遺物から、下毛郡衙の正倉遺構であると推定された。

当初市営住宅を建て替える予定であったが、調査途中から遺跡の重要性が叫ばれ、保存を前提にするため、極力遺構を完備しないこととした。市は当遺跡を、「将来に残すべき重要な遺跡」とであると認識し保存を決定した。

2. 平成8年度調査(第2次)

7年度調査区の南側には道路を挟んで寺が建っている。寺を建立する際、多量の炭化米が出土しており、遺跡が寺の下まで続くことが判明している。7年度調査区だけでなく、8年度には寺のさらに南側にトレンチをいれ、遺跡の範囲確認につとめた。

その結果、東西に伸びる溝SD-13を検出した。SD-13は、7年度調査区の南限からさらに90m南側にあるもので、この溝より南側では遺構、遺物とも一切検出されなかった。SD-13からは多量の炭化米が出土しており、7年度調査区から南に広がる遺跡の南限の溝になると推定されている。

7年度調査区で西限、8年度調査区で南限がおさえられたことから、今後、北限と東限を求めて遺跡全体の範囲を確定することが重要となった。8年度調査区はその後新しい寺が建設されることとなり、南限の溝SD-13の真上に寺への通路を舗装工事することで、遺跡の保護とした。

3. 平成12年度調査(第3次)

12年度は、7年度調査区東側の広い空地を調査した。舌状台地の東端にあたるため、東限の溝の検出が期待された。しかし、調査区内は削平をうけており、8世紀代の土取り穴と思われる大きな土坑が検出されただけで、東限の確定にはいたらなかった。

4. 平成19年度調査(第4次)

19年度の秋、7年度調査区の北側に残っていた市営住宅が取り壊された。7年度調査の段階で、北側の住宅部分にまで遺構がのびているのを確認していたため、遺跡確認調査を行った。

現地は7年度調査区と同じく、神戸製鋼のコンクリート基礎や市営住宅の残骸が遺構面を傷つけ



写真3 SD-13(東→西)

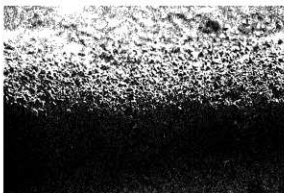


写真4 SD-13炭化米出土状況

ていた。にもかかわらず、7年度に検出したSB-5の続きや、遺跡内最大級の掘立柱建物であるSB-12を検出した。この2棟の建物は、7年度調査区の建物と連続するものであり、以後周囲の遺構確認を行い、北限を押さえる調査を20年度に行うこととなった。

第4章 平成20年度調査 (第5次)の概要

20年度は、北側住宅跡の残り部分にトレンチをいれ確認調査を行った。その結果、北限の溝、掘立柱建物、礎石建物、東限の溝等を検出。多くの成果をあげることができた。

20年度に調査した遺構は以下のとおりである。

古代

掘立柱建物3棟 (SB-5の続き、SB-12、SB-14)

礎石建物1棟 (SB-13)

溝4条 (SD-19、20、21、25)

柵列1条 (SA-8)

中世

溝4条 (SD-22、23、26、27)

1. 古代の遺構

SB-5

7年度に南側半分、19年度に残りの北側の存在を確認した。

SB-5のプランは3間×4間。東端が中世の堀で削平されているが、前後の建物から考えても、梁桁は3間と考えるのが妥当であろう。建物規模は、6.9m×10mで、身舎面積約69㎡。

主軸は2度西にふれる。柱穴の直径は約1.5～2.0m、柱痕径は約60～80cmである。柱間寸法は約2.3～2.5m。柱穴の切りあいから建て替えがあったと考えられる。7年度調査の時も、断面観察より、一度の建て替えが認められている。



写真5 7、19、20年度調査区



写真6 20年度調査区

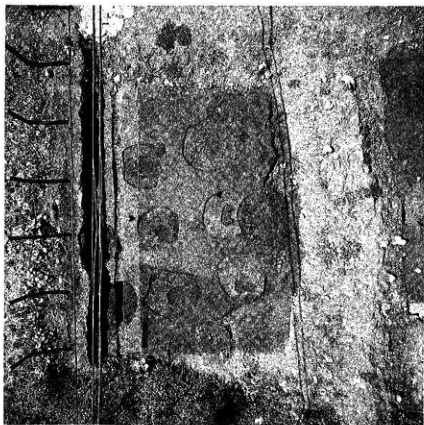


写真7 SB-5 (20年度調査区)

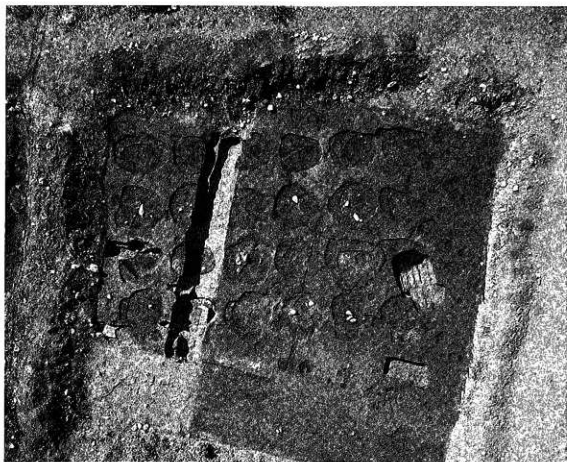
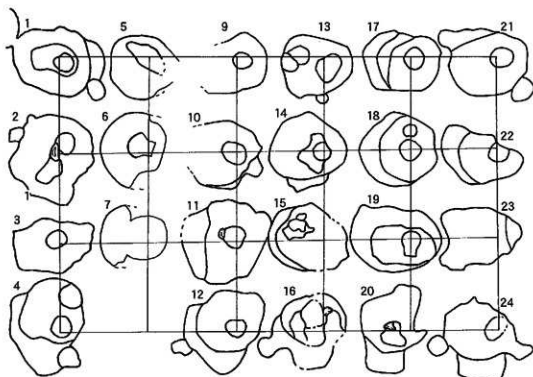


写真8 SB-12



第4図 SB-12平面図 (S=1/100)

Pit13から出土した1は土師器碗の底部。高台は底部と体部の境につく。二度目の建物の柱掘り方から出土した。8世紀後半。2はPit18から出土した土師器碗底部。二度目の建物の柱掘り方から出土した。高台が体部との境より内側につく。8世紀中ごろであろうか。

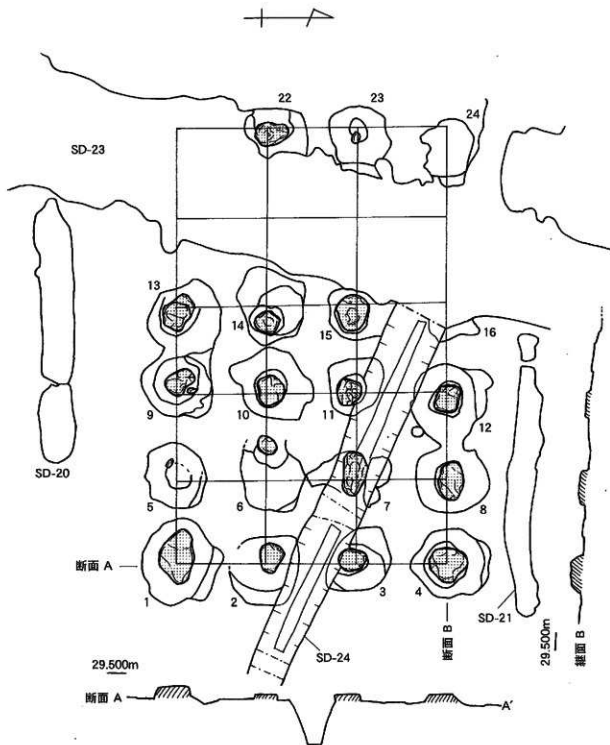
SB-12

SB-5の北側に隣接する総柱建物。19年度調査で確認していたが、北端がトレンチ外だったため、20年度調査で全形を確定した。3間×5間、建物規模は7.2m×11.7m、身舎面積約84㎡、主軸は2度西にふれる。柱穴の直径は約1.5～2.4m、柱痕径は約50～70cmである。一度建て替えられたことが柱穴の切りあいからわかる。SB-5と同様、最初の建物の埋土は混ざりけのないきめの細かい黒色土、建て替え後の建物は、黒褐色土と黄褐色土が混ざったもの。掘り方の埋土に炭が多く混ざっている。これまでの調査で、最大級の建物である。Pit17の二度目の建物の柱掘り方から出土した3は、8世紀後半の須恵器蓋。ひずみがあり中心部が下がっている。つまみは扁平。8世紀中～後半。4はPit24の二度目の建物の柱痕から出土した須恵器。高台か？径は16.4cm。5もPit24から出土した須恵器碗底部。二度目の建物の柱掘り方から出土した。8世紀前半。

SB-13

これまでの建物が南北棟だったのに対し、90度まがった東西棟の建物が出土した。遺跡内で唯一検出された礎石建物である。

3間×5間、建物規模は7.2m×11.7m、身舎面積約84㎡、主軸は2度西にふれる。隣接するSB-12をその大きさのまま90度方角を変えた形である。柱穴の直径は約1.5～2.4m、柱穴の中心には礎石



第5图 SB-13平面图·断面图 (S=1/100)

が並んでいた。

24個あるはずの柱穴は一部を中世の溝SD-23、近代の溝SD-24にカットされており、確認できたのは19個である。その内礎石が見つかったのは13個。内、Pit6の礎石は後世に穴をほって埋め込まれており、現位置を保っていない。Pit7の礎石は遺跡内に近代の溝SD-24が掘削されたとき、堀の中にそのまま落とし込まれていた。現位置を保った礎石は11個である。石の径は0.7～1.5m。

Pit9の礎石はこの地点に最初にトレンチをいれたとき、重機の爪がかかり若干西側に移動してしまった。石の周りには小さめの石が根固めに使用されていた。Pit15の礎石は最大径約1mで、石の表面には丸い痕跡を確認できた。柱があたった痕跡であろうと思われ、貴重な発見となった。礎石の上にたっていた柱は直径約50～60cmであった。柱痕跡がある礎石はこれ一点のみである。

Pit11はSD-24にカットされているため、断面をみる事ができた。最大径約75cmの礎石の下には薄い石がしかれている。このような状況はPit13でも確認できる。最大径約80cmの礎石の下に、扁平な石がしかれていた。

柱穴の平面観察より切りあいがあることがわかっていて。また、Pit24では1/4掘り込んだところ、建て直し後の柱穴断面に掘立柱の柱痕をたどることができた(写真13)。SB-13は礎石建物になる前は掘立柱建物であり、SB-12と同じく一度、掘立柱建物として建て替えられていた。

Pit3やPit4、5、8、10、11、12、13、14、15などには、礎石を掘るときに小さな浅い掘り込みが確認できており、三度目の建物として礎石建物に移行したことがわかった。Pit11やPit13に見える礎石の下の石は、柱を抜き、掘りなおして弱くなった地盤の根固めに据えられたものであろうか。第6岡6はPit14出土の須恵器蓋。8世紀後半。



写真9 SD-24 (西→東)



写真10 SB-13 Pit11



写真11 SB-13 Pit13

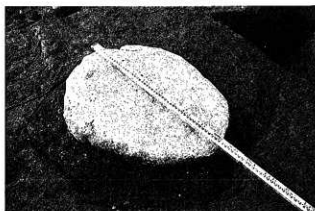


写真12 SB-13 Pit15

SB-13の北側と南側には溝が平行していた。SD-20と、SD-21である。北側のSD-21はSB-13の柱穴から約50～70cmはなれていた。幅は約70cm、深さ約30～70cmで、壁面はややオーバーハングする。西側で途切れ、小さな土坑が連続する形になっている。

南側のSD-20は幅約80cm～1m、深さ約70～90cmで、こちらも壁面はややオーバーハングし、南側に小さな土坑が連続する。SB-13の柱穴からは約1.9mと、SD-21よりも離れて平行する。この二木の溝はSB-13と関連する遺構であると考えられ、当初は屋根の雨落ち溝を想定していた。SD-20がSD-21よりSB-13からやや離れているのは、建物の南側の屋根が外にびているためかと推定したが、一部断ち割ってみて、溝が深いことと、オーバーハングしていることから、雨落ち溝ではなく土取り穴のようなものではないかと考えられる。

7年度調査区からも、SB-7の西側に建物



写真13 SB-13 Pit5

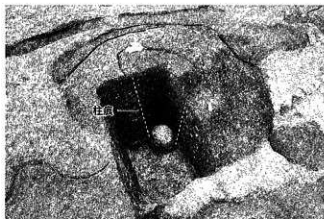


写真14 SB-13 Pit24



写真15 SB-13 (東北→西南、手前はPit4の礎石)



写真16 SD-20 (西→東)



写真17 SD-21 (西→東)

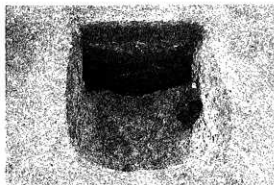


写真18 SD-21の断面

をとりかこむような細い溝SD-12が確認されている。同様の性格のものである可能性があり、今後他の事例を見て検討を要する。SD-20の表面から、第6図7の内黒土器碗が出土した。内面に細いへら磨きがある。10世紀前半。第6図8はSD-21出土の須恵器蓋。8世紀後半。

SB-14

SB-13の東側に、SB-13と軒を並べて建つ3間×3間の総柱建物である。建物規模は5.7m×7.8m、身舎面積約44.46㎡、柱穴は一辺約90cmの隅丸方形で、柱痕は直径35～40cm。切りあいから、最低一度は建て替えられていることがわかる。7年度調査区で発見されたSB-8と並んで、最も小さな建物である。



写真19 SD-19、SA-8 (東→西)



写真20 SD-19, SA-8



写真21 SD-25, 26, 27

SD-19

調査区の北西隅に東西にのびる溝。幅約1m、深さ約45cmで、東西方向に約33m確認されている。溝の西端と東端は調査区外のため、全長は不明。一度うまったあと、深さ約20cm、幅約70cmほど、後から掘りなおされているのが確認できる。溝の南側には直径約50cm、深さ約40cmの柱穴が柱間隔約1.8～1.9mの間隔で並ぶ。溝に平行する柵列SA-8であり、7年度調査区のSD-10に平行するSA-2と大きさ、柱間とも同じ。建物群を囲む一連の施設である。長年発見を待ち望んでいた北限の溝と推定される。

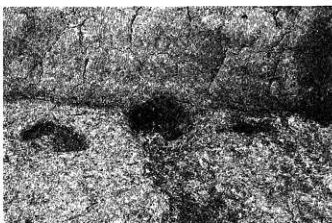


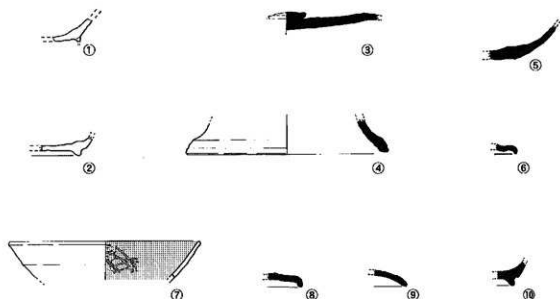
写真22 SD-25北側断面

SD-25

調査区東隅、SB-14の東側に、幅約30～40cm、深さ約15cmの、細い溝が検出された。うっかりすると消えてしまいそうな溝だが、図面に落とすと7年度調査区で検出されたSD-8の延長にあたる。SD-8は、7年度調査区から出上した建物群を囲む方形の溝の一部で、東南隅に直角のコーナーが確認されている。20年度調査区内でも、この延長を探そうとしたが、かく乱が激しく、溝の痕跡はここ以外では確認できなかった。



写真23 SD-25、26、27 (西→東)



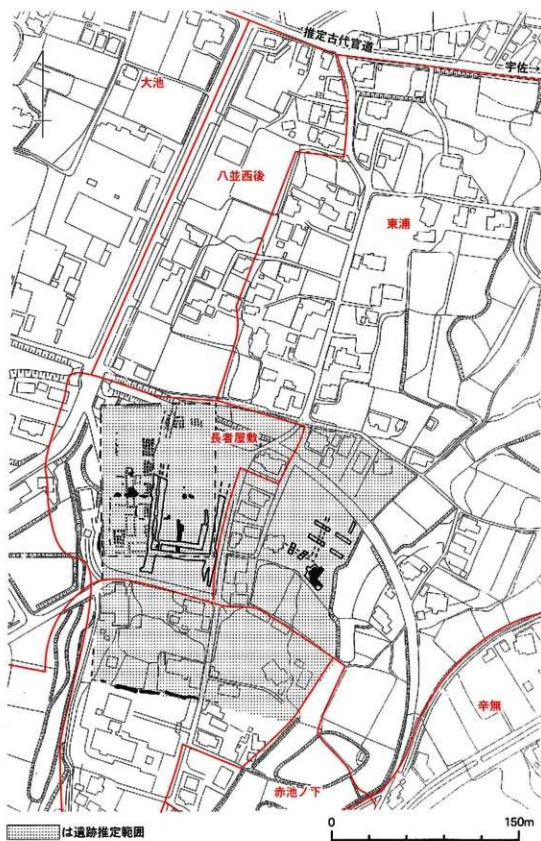
第6図 出土遺物実測図 (S=1/3)

2. 中世の遺構

長者屋敷遺跡では、古代の下毛郡衙正倉のあと、中世には八並城がつくられる。「下毛郡誌」によれば、「八並城は小城藏人宗次によって築かれた。天文元年（1532）、藏人宗次は人友出陣に従い、豊前国永添村小城に住した。このとき小城甲斐守が大内の命を背き、小城を横領した。宗次は甲斐守を撃って八並城を築き、小城を領し小城と称した」とある。天正8年（1580）、八並城は豪族野仲鎮兼に攻め落とされた。天正15年（1587）、秀吉に豊前を与えられた黒田孝高は翌16年（1588）に中津城を築城。孝高の息子長政は黒田氏に従わない地元豪族逐を次々に撃ち野仲氏も滅ぼされた。

古代官道から長者屋敷遺跡までの坂道沿いの集落が家臣団の屋敷跡、長者屋敷遺跡が八並城の中心施設の礎と目されている。長者屋敷内には、7年度調査のときから、幅約5mにも及ぶ二重の堀が古代正倉遺構を破壊しており、地下式土坑も2基発見されている。19、20年度調査区からも堀の続きが検出された。

SD-22、23は7年度調査区のSD-1、2の延長にあたり、SD-22はSB-5の一部を破壊し、SD-23はSB-13の一部を破壊し調査区外へのびる。調査区東側では、SD-26、27がやはり二重の堀を形成していることが確認できている。SD-22からは、第6図9、10が出土した。9は須恵器蓋で端部に返しがない。8世紀中ごろか。10は須恵器椀。8世紀後半。堀は戦時中に神戸製鋼がつくられるまでは台地上に口をあけていたようで、大きな堀を覚えているお年寄りもいる。そのため、堀からは古代、中世、近世、近代のものが出土する。



第7図 長者屋敷遺跡周辺図 (S=1/3,000)

(赤字は小字名)

第5章 遺跡の評価

これまでの調査で検出された建物数は

礎石建物1棟

掘立柱建物13棟（内、総柱建物7棟、側柱建物6棟）

今回の調査で大きな成果の一つは礎石建物の発見であり、もう一つは北限の溝の発見である。

①礎石建物

古代の礎石建物といえば国衙や寺などの重要な建物で確認されている。九州では山城以外に大宰府や肥前国庁でも礎石建物が発見されているが、郡衙施設での礎石建物は関西以西ではほとんど報告例がない。鳥取県の大高野遺跡と熊本県に一例あるのみであるが、熊本県の立願寺跡（推定玉名官衙）の建物は残念ながら建物規模や遺跡全景はわかっていない。長者屋敷遺跡は九州の郡衙正倉跡としては、礎石建正倉跡の初めての本格的調査例となった。

建物の時期であるが、これまでの調査で、長者屋敷遺跡は8世紀中～後半代に多くの掘立柱建物が建ち、その後火災にあいながらも存続し、10世紀前半の遺物を最後に姿を消している。19、20年度調査区で発見されたSB-12、13、14、SD-19、25、SA-8も、7年度調査区の建物と軒をならべ、方位をそろえ、埋土も似通っており、同時存在していたと考えられる。遅くとも8世紀後半には建物群が建ち並んでいたであろう。SB-5、6、7、8、12は東側の軒がそろい、SB-13、14は南側の軒がそろい。建物が十字型に配置され、東側の空閑地を意識して軒が並んでいることから、建物群のエリアの入口は東側と推定される。SB-13はSB-12と並んで最も大きな建物で、二つの建物は建物寸法が全く同じであり、2棟は同時に建てられたと考えられる。SB-13の創建時期（掘立柱建物）は8世紀中から後半。8世紀後半に一度現位置で掘立柱建物に建て替えられ、9世紀以降に礎石建物に建て直されている。9世紀は、国家政策として全国的に不動産が建立される時期であり、長期保存に耐えられる造りにするため、重みに耐えうるよう礎石建物が建立された。長者屋敷のSB-13はそういった時代の流れにそったものだったのである。

②区画施設

また、これら建物群を囲む施設として欄列と溝がある。

今回の調査で北限の溝を検出したため、建物群が収まる空間の規模が確定できた。欄と溝で囲まれた方形の空間は、南北120m、東西90m、面積10,800㎡となる。

しかし、北と西が溝と欄列で囲んでいるのに対し、東と南は幅わずか30～40cm、深さ約15cmという細かい溝のみである。細いながらも7年度調査区の東南で検出されたSD-8コーナー部は、正確な直角をなしており建物の方位とも一致する。この溝が高い規格性をもって作られたことを示すものである。

8年度調査区では、7年度調査区の南限の溝から90m南で東西方向の溝を検出した。この溝は幅約1.3～1.6m、深さ約45～60cmと大きく、炭化米が多量に出土した。二つの調査区の間にある寺からも、寺建立当時、炭化米が多量に出土したと聞いている。さらに、その南側の民地からも過去炭化米の出土が確認されており、遺跡がさらに東側へと展開することは、過去の調査で周知の事実である。

今後は、北限、西限の堀と欄列がどのような造りであったか、東限と南限の小区画がどのような

状態で建物を囲んでいたのか、東側、南側に展開する関連遺構はどのようなものだったのか、同時存在だったのか、場所を移して変遷していたのか等、解明しなければならない課題が山積している。

第6章 今後の展望

長者屋敷遺跡は、7年度調査区分が平成16年2月、中津市指定史跡となった。

今回の調査で、建物群の一つの範囲は確定できた。下郡である下毛郡の正倉規模が、建物の個数、様相、エリアとも判明したことは、今後の官衙研究の上で一つの基準となる成果である。長者屋敷遺跡は市民の誇りとなる、後世に伝えるべき遺跡である。どのように整備し活用していくか、今後の計画が大変重要になってくる。

古代官道から長者屋敷遺跡までは約600m。長者屋敷遺跡近くの高台には豪族達の墳墓群である相原山首遺跡がある。古墳から火葬墓への変遷をたどることができる遺跡で、古代の火葬墓は下毛郡衙の郡司を輩出した一族の累代墓と目されており、風の丘葬祭場の敷地内に、古墳公園として整備している。古墳群がある台地の突端から見下ろした相原の集落には、九州最古の寺院の一つである相原廃寺がある。現地には塔基壇とともに、礎石が2個現位置を保って残存している。

そして、古代官道沿いには広大な沖代平野が広がる。沖代平野の条里遺構は、7世紀に整備された方形の水田で、近年急速に住宅化が進む中、官道周辺では今なお水田がつくられ、条里景観の名残をみることができる。この水田地帯で収穫した米も官道を通り、台地の上の長者屋敷遺跡の倉庫へ取められていたのであろう。

長者屋敷遺跡は、それ単体でも下毛郡衙正倉跡として大変貴重な遺跡であるが、今後は周辺の古代遺跡を取り込んだ古代ルートを設定し、より人々が楽しく古代を学べる素材として活用していきたいと考えている。

参考文献

『長者屋敷遺跡』中津市文化財調査報告第26集 中津市教育委員会 2001

『沖代地区条里跡長州地区・橘爪地区・桜木地区 加来加来原地区 田尻新日地区 長者屋敷遺跡中津城（Ⅶ）』市内遺跡発掘調査概報1 中津市文化財調査報告第45集 中津市教育委員会 2008

『熊本史学』第十号 熊本史学会 1956

報 告 書 抄 録

書名	長者屋敷遺跡 第5次調査								
副書名	2008年度市内遺跡発掘調査概報								
巻次	2								
シリーズ名	中津市文化財調査報告								
シリーズ番号	第47集								
編集者名	高崎 幸了								
編集機関	中津市教育委員会								
所在地	〒871-8501 大分県中津市豊田町14-3 Tel:0979-22-1111								
発行年月日	2009年3月31日								
所収遺跡名	所在地	市町村コード	遺跡番号	北緯	東経	調査期間	面積	調査原因	
長者屋敷遺跡	大分県中津市 大字永浜 2303-7、2303-15	44203	101119	33° 33° 49"	131° 13° 30"	20080609 ～ 20090331	5,600㎡	保存整備	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項			
長者屋敷遺跡	官衙	古代	獨立柱建物 礎石建物	須恵器・ 土師器小片		推定 下毛都衛正倉			
八並城跡	城館	中世	堀	須恵器・ 土師器・陶片		八並城			

長者屋敷遺跡 第5次調査

市内遺跡発掘調査概報 2

2008年度

中津市文化財調査報告 第47集

2009年3月31日

発行 中津市教育委員会

印刷 錦川原田印刷社